

令和6年能登半島地震等を踏まえた 災害等復旧費用の相互扶助の一部運用変更 に係る方向性（案）について

2024年4月19日

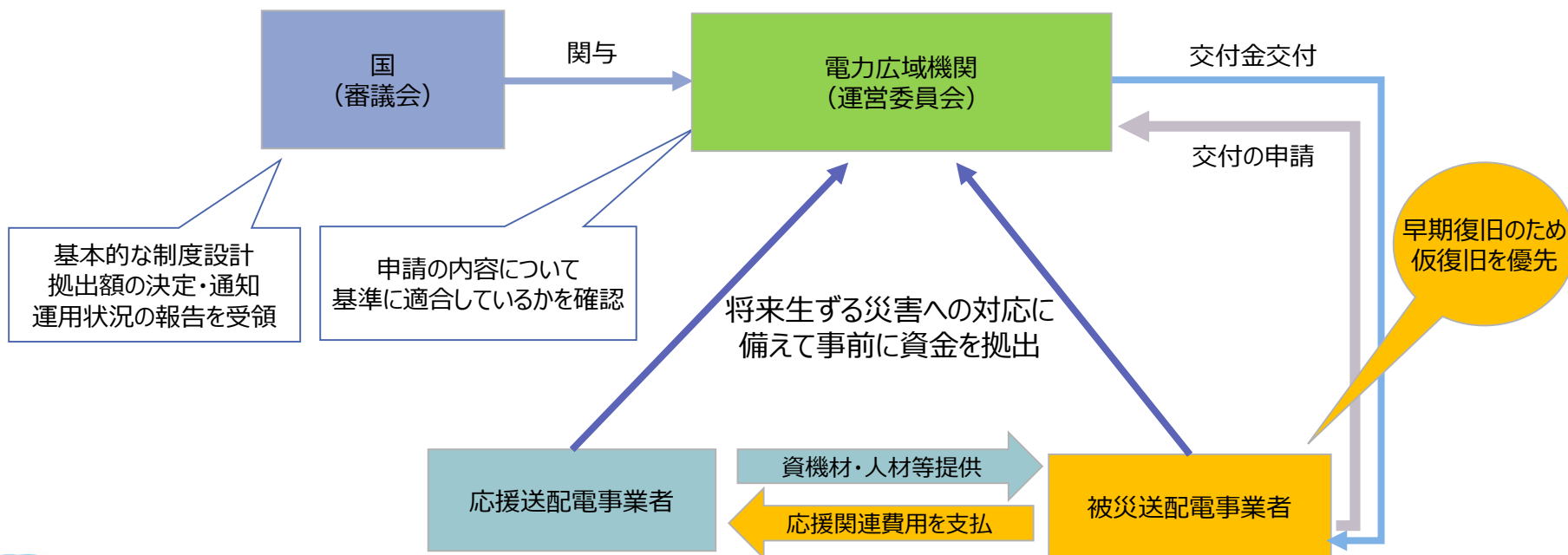
電力広域的運営推進機関 事務局

1. はじめに（本日の審議の背景）	4
2. 運用変更の方向性（案）	5
3. 今後のスケジュール等	11

はじめに（本日の審議の背景）

- 2024年1月1日に発生した能登半島地震を受けた北陸エリアの状況としては、全国の電力会社からの**広域的な応援（延べ4,754名、高圧発電機車31台等）は1月31日を以って終了**している一方、北陸電力送配電(株)は、**現在も仮復旧含む各種対応を継続している。**
- 2024年4月5日現在、同社公表による安全確保等の観点から電気の利用ができない状態の戸数は310戸と、節目である99%停電復旧（最大停電戸数約4万→400戸）には達したが、99%停電復旧後も引き続き個別に申請対象としうる**仮復旧対応の終了見通しはまだ立っており、必要な対応の長期化の可能性も予想される。**
- これに伴い、今後、北陸電力送配電からなされる相互扶助制度に基づく**申請作業の長期化・大規模化の可能性も想定**される中、停電からの早期復旧への取組を資金面から支える相互扶助制度としては、とりわけこうした**大規模災害において、被災や対応の実態を踏まえ、可能な範囲での柔軟な対応**が社会的に強く期待される所。
- こうした状況を踏まえ、**相互扶助の一部運用変更を可及的速やかに講じる必要**があることから、本日の第10回運営委員会で変更の方向性につきご審議（確認）いただく。

- 相互扶助制度は、停電からの早期復旧を優先するために生ずるコストの増大に備えるべく、災害を全国大の課題として捉え、送配電事業者間の相互扶助を通じた負担の調整を図るものであり、本機関が運営機関となっている。
- 被災送配電事業者は、一定の基準を満たした災害時において発生した①**他電力等からの応援に係る費用**、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される**仮復旧費用等**について、本制度の適用を受けることができる。
- 将来生ずる災害への対応に備えつつ、各事業者が拠出する拠出金が過剰とならないよう、被災事業者に一定の自己負担（対象金額の1割）を求めるとともに、国が事業者の拠出額を決定・通知し、運用状況の報告を受けるなど、制度的に関与を行う仕組みとなっている。



2. 運用変更の方向性（案）【概要】

- 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、仮復旧作業及び申請作業の長期化、他電力応援の大規模化を踏まえた柔軟な対応を可能とする一部運用変更をあらかじめプッシュ型で行う。
- なお、相互扶助制度の運営では、引き続き「適正かつ効率的な申請・審査」、「交付金の迅速な支払い」、「拠出金の適正管理」に十分配慮。かかる観点から、速やかな対応が必要な最小限の変更を行うもの。

審議事項

1	追加申請の期限及び回数上限の撤廃	<p>【現行ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請開始日から6か月以内に申請準備ができない場合には、初回の申請日の翌日から更に6か月以内に、一度に限り、追加申請が可能。 <p>【改定案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、追加申請の期限及び回数を無制限とする。
2	仮復旧費用の対象期間の拡大	<p>【現行ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮復旧工事については、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧）以降の工事についても対象としているが、一部の工事は、その期間を仮復旧終了扱い日から概ね1か月以内としている。 <p>【改定案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず、本制度の対象とする。
3	早期の申請の可能化	<p>【現行ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請開始日は仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）の翌日としており、そのため、99%停電復旧後でなければ申請はできない。 <p>【改定案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、他事業者による応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請を可とする。

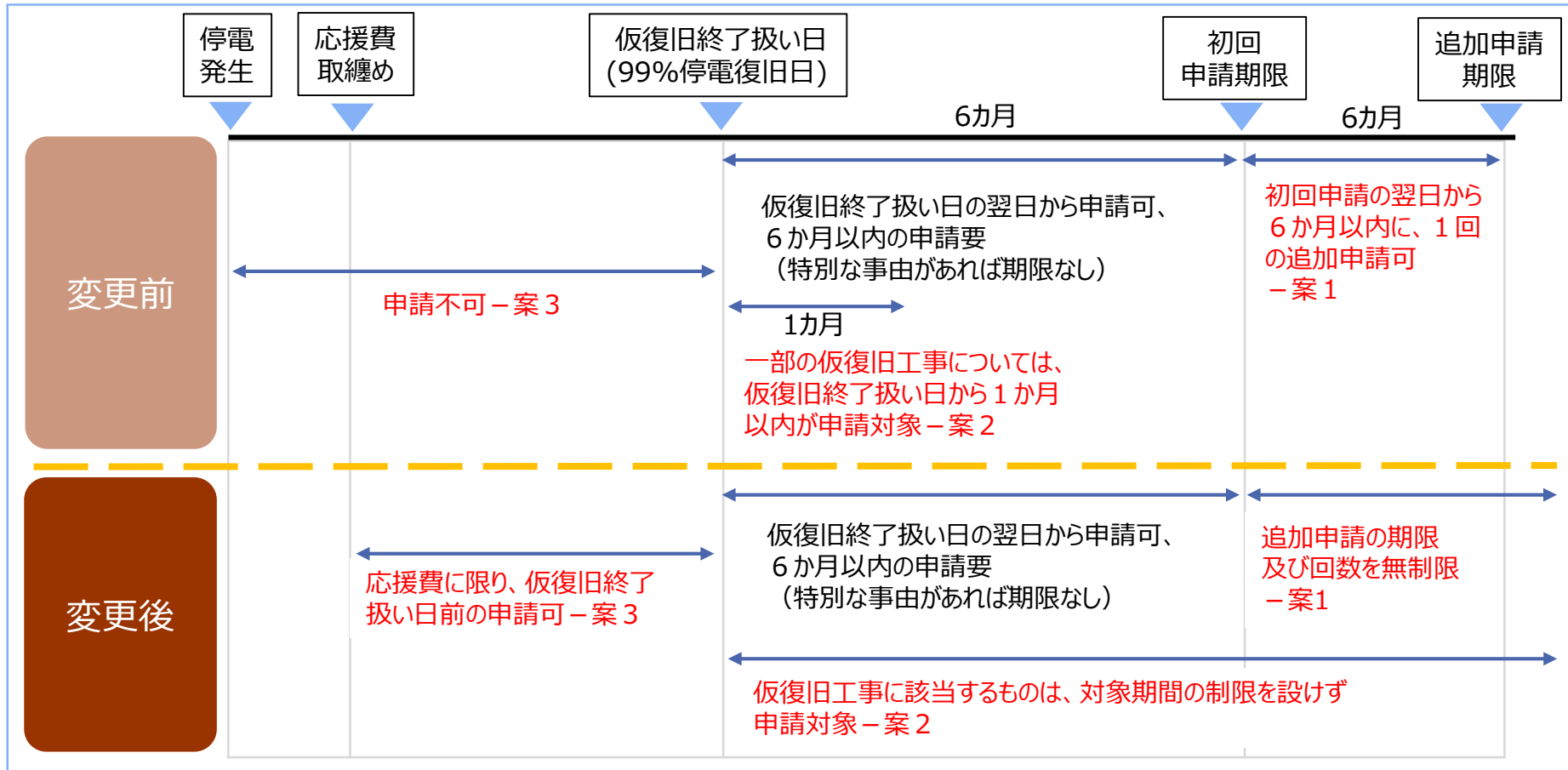
2. 運用変更の方向性（案）【概要イメージ】

- ✓ 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合に適用する

案(審議事項) 1 : 追加申請の期限及び回数を無制限とする

案(審議事項) 2 : 仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とする

案(審議事項) 3 : 他事業者による応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日(99%停電復旧日)前の申請を可とする



審議事項1

国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、**追加申請の期限及び回数を無制限とする**

- 現行運用要領では、**申請開始日から6か月以内を申請期限とし、期限までに申請準備ができない場合、準備完了分について期限までに初回申請を行うとともに、当該初回の申請日の翌日から更に6か月以内を新たな期限として、一度に限り追加申請を可としている。**(これら申請の期限以降は、特別な事由がない限り、申請の権利は消滅する)
- しかしながら、特定非常災害のような場合においては、**仮復旧作業及び申請作業の長期化の可能性を踏まえ、数度の分割申請などの柔軟な対応も可能としておく必要があることに鑑み、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、追加申請の期限及び回数を無制限とすること**としたい。
- なお、こうした柔軟な対応は国が特定非常災害として指定した場合等に限るとすれば、「適正かつ効率的な申請・審査」や「拠出金の適正管理」の観点から特に懸念は生じないと考えられる。

審議事項2

国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、**仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とする**

- 現行運用要領では、仮復旧工事については、**仮復旧終了扱い日（99%停電復旧）以降の工事についても対象としているが、一部の工事（※）は、その期間を、仮復旧終了扱い日から概ね1か月以内としている。**
 - ※早期に停電復旧させるため、一旦、電気の供給はしたものの、その後、供給状況の安定化のために行う仮工事。
- しかしながら、特定非常災害のような場合においては、概ね1か月以内では終了しえない状況など**仮復旧作業の長期化の可能性に備えて柔軟な対応も可能としておく必要があることに鑑み、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、内容として仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とすることとしたい。**
- なお、こうした柔軟な対応は国が特定非常災害として指定した場合等に限るとすれば、「適正かつ効率的な申請・審査」や「拠出金の適正管理」の観点から特に懸念は生じないと考えられる。

2 - ③. 運用変更の方向性 (案) ③ (早期の申請の可能化)

審議事項3

国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、他事業者による**応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請を可とする**

- 現行運用要領では、申請開始日を仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）の翌日としており、そのため、**99%停電復旧後でなければ申請はできないが**、能登半島地震を受けた北陸エリアの状況としては、他電力からの応援は1月31日を以って終了している一方、土砂崩れ等による立入困難箇所、地震・津波・火災により建物に甚大な被害を受ける等、早期の復旧が見通せない一部の地域では、仮復旧または本復旧対応が継続的に行われており、3月時点では**99%停電復旧の時期は見通せない状況**にあった。
（4月時点では、個別管理しているお客さまを除いて、停電は全て復旧しており、現在は応援費用の支払い等に係る対応手続きに着手している状況）
- 今回の能登半島地震を始めとする仮復旧作業の長期化が見込まれる特定非常災害のような場合においては、**99%停電復旧時期も見通せずに申請ができない一方で、応援事業者や委託事業者に対しては先に支払いが必要となりうる**場合があるため、資金繰り上の問題から早期復旧への取組に支障が生じることのないよう柔軟な対応を可能としておく必要があることに鑑み、**国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、応援費用部分に限り、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請を可とすること**としたい。
- なお、一般送配電事業者によれば、応援費用については他事業者の作業による請求（エビデンス付き）であり、比較的スムーズに行いうる一方、応援費用以外の仮復旧費用について仮復旧終了扱い日前の段階で自社内で算定や申請作業を行うことは被災事業者には困難とのこと。よって、申請可能時期を一律に早期化するニーズは現時点ではない。
- また、こうした柔軟な対応は国が特定非常災害として指定した場合等に限るとすれば、「適正かつ効率的な申請・審査」や「拠出金の適正管理」の観点から特に懸念は生じないと考えられる。

3. 今後のスケジュール等

- 本日まで審議いただいた内容を踏まえ、速やかに理事会議決により運用要領を変更する。
- 今後に向けては、「①2026年度以降の拠出金総額及び積立基準額」や必要に応じ「②災害基準要件」の見直し、④その他の制度改善について、2024年度後半から2025年度前半までの適切な時期に本委員会で議論いただいた上で、国の審議会等にフィードバックを行っていく予定。
- なお、規定内容や制度趣旨から解釈・判断できる取扱いに関しては、必要に応じ「③運用要領の改定」を実施し、適宜委員会に報告する。

(第9回運営委員会 資料3より一部抜粋)

6. 検討スケジュール		23									
<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年度以降の拠出金総額及び積立基準額設定に合わせて、これまでの実績を踏まえたとえでの災害基準要件の見直しや運用要領の改定の要否などについても2025年度半ばまでに適宜検討を進めていく。 ■ さらに、制度の運用実績を積み重ねつつ、中長期的に制度を一層合理的・効率的なものとするための方策も模索していきたい。 											
【検討スケジュール】											
課題等	2023年度		2024年度				2025年度				
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
直近の課題	①2026年度以降の拠出金総額及び積立基準額の設定										●取りまとめ ●国で議論
	②災害基準要件の見直し(必要に応じ)										
	③運用要領の改定(報告)		③運用要領の改定(報告)				③運用要領の改定(報告)		③運用要領の改定(報告)		③運用要領の改定(報告)
中長期	④制度を一層合理的・効率的なものとするための方策を模索(エリア別支払実績の拠出金への反映、パラメトリック方式の導入等)										